

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○坂出市議会政務活動費の交付に関する条例 平成13年3月27日条例第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、坂出市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における<u>会派または議員</u>に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会派の届出)</p> <p>第2条 議員が会派(所属議員が<u>2人以上で結成された団体</u>をいう。以下「会派」という。)を結成したときは、別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付対象)</p> <p>第3条 政務活動費は、前条第1項の規定により議長に届出のあった<u>会派または議員</u>(いずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「<u>交付対象議員</u>」という。)に対して交付する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の政務活動費は、一般選挙後新たに結成された<u>会派または交付対象議員</u>に対し交付する。</p> <p>(会派に対する交付額および交付の方法)</p> <p>第4条 会派に対する政務活動費は、会派の所属議員数に年額<u>36万円</u>(以下「年額」という。)を乗じて得た額を一括して交付する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(<u>交付対象議員に対する交付額および交付の方法</u>)</p> <p>第6条 <u>交付対象議員</u>に対する政務活動費は、年額36万円を一括して交付する。</p>	<p>○坂出市議会政務活動費の交付に関する条例 平成13年3月27日条例第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、坂出市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における<u>会派</u>に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会派の届出)</p> <p>第2条 議員が会派(所属議員が<u>1人の場合を含む</u>。以下「会派」という。)を結成したときは、別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付対象)</p> <p>第3条 政務活動費は、前条第1項の規定により議長に届出のあった<u>会派</u>に対して交付する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の政務活動費は、一般選挙後新たに結成された<u>会派</u>に対し交付する。</p> <p>(交付額および交付の方法)</p> <p>第4条 会派に対する政務活動費は、会派の所属議員数に年額<u>25万円</u>(以下「年額」という。)を乗じて得た額を一括して交付する。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案	現 行
<p>2 年度の途中において、新たに交付対象議員となった者または会派を脱会した議員に対しては、第1項に定める額を12で除して得た額に、これらの事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、当月)から当該年度末までの月数を乗じて得た額を交付する。</p>	
<p>3 年度の途中において交付対象議員の辞職、失職、除名もしくは死亡または議会の解散があった場合は、これらの事由が生じた日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。</p>	
<p>(政務活動費の経費の範囲)</p>	<p>(政務活動費の経費の範囲)</p>
<p>第7条 政務活動費は、<u>会派または交付対象議員</u>が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p>	<p>第6条 政務活動費は、<u>会派</u>が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p>
<p>2 (略) (経理責任者)</p>	<p>2 (略) (経理責任者)</p>
<p>第8条 <u>会派</u>は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。 (収支報告書の提出)</p>	<p>第7条 <u>会派</u>は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。 (収支報告書の提出)</p>
<p>第9条 政務活動費の交付を受けた<u>会派の経理責任者</u>または<u>交付対象議員</u>は、別に定める様式により、領収書またはこれに準ずる書類の写しを添付して政務活動費に係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第8条 政務活動費の交付を受けた<u>会派の経理責任者</u>は、別に定める様式により、領収書またはこれに準ずる書類の写しを添付して政務活動費に係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。</p>
<p>2～3 (略) (政務活動費の返還)</p>	<p>2～3 (略) (政務活動費の返還)</p>
<p>第10条 政務活動費の交付を受けた<u>会派</u>または<u>交付対象議員</u>がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該<u>会派</u>または<u>交付対象議員</u>がその年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しな</p>	<p>第9条 政務活動費の交付を受けた<u>会派</u>がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該<u>会派</u>がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。</p>

改正案	現 行																												
<p>なければならない。</p> <p>(収支報告書の保存および閲覧)</p> <p>第11条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表 (第7条関係)</p>	<p>(収支報告書の保存および閲覧)</p> <p>第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表 (第6条関係)</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td>会派または交付対象議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費</td> </tr> <tr> <td>研修費</td> <td>会派または交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>会派または交付対象議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派または交付対象議員としての参加に要する経費</td> </tr> <tr> <td>調査旅費</td> <td>会派または交付対象議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費</td> </tr> <tr> <td>要請・陳情活動費</td> <td>会派または交付対象議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費</td> </tr> <tr> <td>資料作成費</td> <td>会派または交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	会派または交付対象議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費	研修費	会派または交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会議費	会派または交付対象議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派または交付対象議員としての参加に要する経費	調査旅費	会派または交付対象議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費	要請・陳情活動費	会派または交付対象議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費	資料作成費	会派または交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td>会派が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費</td> </tr> <tr> <td>研修費</td> <td>会派が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>会派が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</td> </tr> <tr> <td>調査旅費</td> <td>会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費</td> </tr> <tr> <td>要請・陳情活動費</td> <td>会派が要請，陳情活動を行うために必要な経費</td> </tr> <tr> <td>資料作成費</td> <td>会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	会派が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費	研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会議費	会派が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費	要請・陳情活動費	会派が要請，陳情活動を行うために必要な経費	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
項目	内容																												
調査研究費	会派または交付対象議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費																												
研修費	会派または交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費																												
会議費	会派または交付対象議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派または交付対象議員としての参加に要する経費																												
調査旅費	会派または交付対象議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費																												
要請・陳情活動費	会派または交付対象議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費																												
資料作成費	会派または交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費																												
項目	内容																												
調査研究費	会派が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費																												
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費																												
会議費	会派が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費																												
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費																												
要請・陳情活動費	会派が要請，陳情活動を行うために必要な経費																												
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費																												

改正案		現 行	
資料購入費	会派または交付対象議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派または交付対象議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派または交付対象議員が行う住民からの市政および会派または交付対象議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	広聴費	会派が行う住民からの市政および会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
人件費	会派または交付対象議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費